

別記 1

豊田市下山西部プール管理運営業務仕様書

第 1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

豊田市下山西部プール 豊田市下山田代町広見 4 番地 2

(2) 設置目的

スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進を図る。

(3) 沿革

昭和 6 1 年 7 月 3 1 日 現豊田市下山西部プール 開設

(4) 施設の規模、施設内容等 敷地面積 800 m²

① 大プール

ア 面 積 200 m²

イ 容 量 183 m³

8m×25m 深さ 0.9~1.1m (4 コース)

② 小プール (遊戯用プール)

ア 面 積 36 m²

イ 容 積 22 m³

8m×4.5m 深さ 0.7m[22.5 m³]、0.45m[13.5 m³]

③ 更衣室棟

ア 構 造 木造 地上 1 階建て

イ 延床面積 68.00 m²

ウ 新築年月 昭和 6 1 年 7 月

エ 男女更衣室、男女トイレ、シャワースペース

④ 管理人棟

ア 構造 鉄骨造 地上1階建て

イ 延床面積 12.96 m²

ウ 新築年月 昭和61年7月

エ 管理人室、備品保管室

第2 指定管理者の管理基準

(1) 利用期間 毎年7月第2日曜日から8月31日まで

ただし、下山西部プールは、豊田市立花山小学校の学校プールとしても供用しているため、上記利用期間以外において学校が利用する期間は、その期間に応じて供用するものとする(平成30年度の学校利用予定は、6月12日(火)から7月20日(金)までの平日。)

また、7月第2日曜日から8月31日までにおいて、学校、放課後児童クラブ等の利用があるため、当該利用との調整が必要となる。

(2) 利用時間 午前9時30分から午後4時まで

(3) 休業日及び開館時間の変更

指定管理者は、教育委員会の承認を得て、休業日に臨時に供用し、又は休業日及び利用時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市から支払う指定管理料は増額しないものとする。

(4) 渇水・悪天候に伴う対応

渇水の際には、豊田市上下水道局地域水道課及び下山支所の指示に基づき、水道水の使用を制限、または臨時休業とする。

また、台風や落雷等の自然災害によりプール利用者の安全が確保できないと判断される場合は、下山支所と協議の上、利用を中止するなどの措置を講ずること。

(5) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

(6) 関係法令等の遵守

当該施設を管理運営するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、愛知県プール条例（昭和36年愛知県条例第1号）、同条例施行規則（昭和36年愛知県規則第11号）、同条例運営要綱、豊田市体育施設条例（昭和45年条例第18号）、同管理規則（昭和45年教育委員会規則第6号）、プール管理の手引（愛知県発行）、市営プール管理員服務規程（豊田市発行）及びその他の関係法令等の内容を理解し、遵守するものとする。

(7) その他

プール休業期間中は、施設維持管理のため毎月1回以上は施設内の点検、安全管理を実施すること。

第3 業務の概要

指定管理者の行う業務は、スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進するための施

設としての目的を果たすため、施設の受付等を含む施設全体の運営業務及び点検、整備、清掃等の維持管理業務等である。

第4 管理員の配置等

管理員とは、管理責任者、現場責任者、監視員等プール業務に携わる全ての者の総称とする。

① 管理責任者

施設の管理について全体を統括し、現場責任者（衛生管理者を兼ねる）、監視員が利用者から信頼されるべく業務に専念するよう指揮監督すること。

② 現場責任者

施設の衛生その他の実務を管理するために常時配置すること。プールの衛生及び施設の管理の運用について全般的な知識をする者であること。また、現場責任者は、警備業法による警備員の指導教育（各種研修）を受けた者とする。

③ 監視員

プールの監視及び施設の受付、利用案内等を行う監視員を常時配置すること。監視員の人員は、施設運営が安全に行われるために十分な人数を確保すること。

④ 普通救命講習会の修了者

管理責任者及び現場責任者については、プール開設前に消防本部で開催する普通救命講習会の修了者（概ね3年に1回受講）とすること。また、監視員にも、できる限り当該講習会を受講させるものとする。

⑤ 施設の運営管理に必要な研修

現場責任者に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

第5 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

(1) 庶務業務

① 予算の管理

予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払い事務

② 使用料の徴収・納入

使用料の徴収、出納簿の作成、公金振替・使用料納入事務

③ 現金管理

施設使用料等の管理保管

④ 会計書類その他の文書の整理、保管

各種伝票・帳簿、使用料出納簿、その他の文書の整理・保管、文書の收受

⑤ 利用統計の作成

月別・曜日別・料金体系別等の利用件数、人数、利用率、稼働率の集計

⑥ 管理日誌の作成

1日の業務内容（水質検査、清掃、点検、その他維持管理作業等）や住民対応（事故や苦情等及び対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況を記録すること

と。

なお、周辺住民や利用者から苦情・要望等を受けた場合は速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて下山支所へ報告すること。

⑦ 拾得物・残置物の処理

拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。

⑧ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

⑨ 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。指定管理者は必要に応じて施設管理者賠償責任保険、施設入場者保険（レジャーサービス費用保険）等に参加し、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

⑩ その他の業務

現場責任者及び監視員の出退管理、光熱水費の使用料確認、その他必要と認める事項。

(2) 受付等運営業務

① 施設の利用申込の受付、利用の許可及び使用料の徴収

ア 遊泳者の受付、使用料の徴収及び遊泳券の発行

イ 施設内容や安全管理に関する利用者に対する説明

② 備品等の管理

花山小学校所管の備品（ビート板等）は一般利用者に貸し出ししないこと。

③ 利用日の案内

条例、規則に定める日以外に休業する場合は、下山支所に事前に承認を受けるとともに、「しもやま支所だより」等による周知を下山支所へ依頼し、施設入口に案内掲示を行うなど周知を図ること。

④ 使用料の減免

使用料減免の申請があった場合は、豊田市文化・スポーツ施設減免要綱に基づき下山支所で手続後、許可されたものについて減免する。

⑤ 市との連携

行政財産目的外使用許可申請の問い合わせがあった場合は、内容把握に努めた上、下山支所と連携して対応にあたること。

(3) 緊急対応体制の確立

事故や災害（警報発令時含む）等の発生に備え、迅速かつ的確に情報を伝達し、対応できる体制を確立すること。

① 緊急対応体制表を作成し、事務所内に掲示すること。

② 初期消火、避難誘導、関係機関への通報

③ 利用者のケガ等の対応（救急車・応急措置）

④ 立入検査への立会い

(4) その他

指定管理者は施設利用を促進するため、自主事業（教室・イベント等）を実施できる。ただし、自主事業の実施に際しては、原則、市の利用調整を優先するものとし、また、自主事業に必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。

第6 維持管理に関する業務

施設を常に適正かつ安全に維持するために、施設の保守点検を実施するとともに、管理員による日常点検、簡易修繕を実施する。

(1) プール維持管理業務

① プール開設前準備

ア 各施設・設備を点検し、修繕の必要がないか確認する。

イ 花山小学校と学校利用日について調整する。

ウ プールに水道水を給水する時は、事前に地域水道課に連絡する。

エ 「広報とよた」及び「しもやま支所だより」に利用期間の広報掲載依頼をする。

オ 藻類の発生したプール水を全排水し、プール内を清掃した後プールに給水する。

給水時は周辺水道に水圧の低下など影響がないよう使用量に注意すること。

カ プール水の水質検査を実施し、指定の検査項目について異常がないことを確認する。

② 日常のプール管理業務

プールの維持管理業務をまとめたプール管理の手引（愛知県発行）、市営プール管理員サービス規程（豊田市発行）を遵守し、安全な管理運営を行うこと。機械操作等を含めた維持管理業務の詳細については以下のとおり。

ア 使用開始30分前の業務

(a)機械室内のネオクロリネーター（以下、滅菌機）に薬品ネオクロール90Wを補充し、ろ過機運転状況を点検する。

(b)更衣室入口等のドア・窓をすべて開け、室内に危険物・不用品がないかを点検する。

(c)プール内外の点検・清掃をする。

・プール底の危険物・水面、オーバーフロー溝のゴミ・プールサイドの危険物、ゴミ（落ち葉を含む）はないか。

・備品の整理・点検。

・排水口・吸水口の状況確認（ネジ・蓋は欠損していないか。ゴミは詰まっているか）

(d)残留塩素濃度・pH・水温・気温を測定しプール管理日誌に記入する。

・プール内残留塩素濃度 0.4～1.0mg/L

・プール内pH 5.8～8.6（安定した消毒効果はpH7付近）

・水温 24℃以上を目安

(e)使用10分前に温水シャワーのボイラーの運転開始。

イ 使用直前から使用中の業務

(a)入水する際は、次の順序で入水させること。

用便→更衣→温水シャワー→準備体操→体を濡らして入水（飛び込ませない）

※利用者に温水シャワーのコックの操作方法を熟知させること。

(b)遊泳時間は、遊泳50分・休憩10分を原則とする。

(c)1時間ごとに残留塩素濃度・pH・水温・気温を測定する。

・プール内残留塩素濃度が1.0mg/L以上になったら、滅菌機の流量を少なくする。

・プール内残留塩素濃度が0.4mg/L以下になったら、滅菌機の流量を多くする。

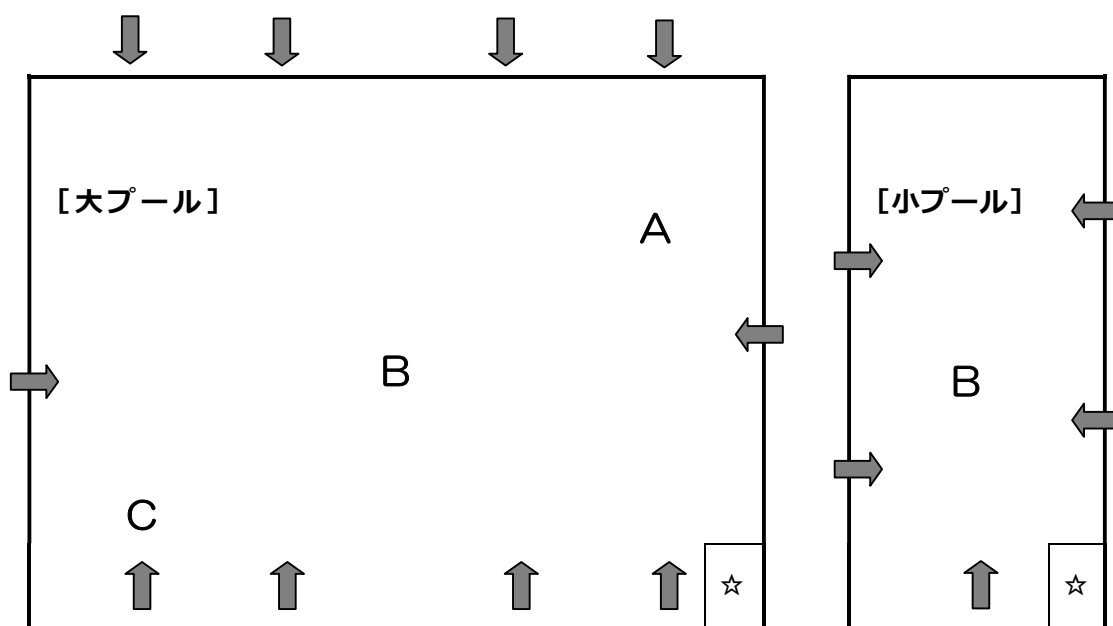
- ・ pHが低い場合はp H調整剤（ソーダ灰）を直接プールへ投入する。

(d)使用中は安全管理に細心の注意をし、利用者全員が見渡せる位置から監視する。

プール利用時は現場責任者と監視人で連携して業務を行い、遊泳中は管理人室の外で監視をすること。

(e)水質検査のガイドライン

- ・水質検査については愛知県発行の「プール管理の手引き」及び「市営プール管理員サービス規程」の内容を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- ・遊離残留塩素濃度及び水素イオン濃度の採水地点については下図のとおりとする。



☆：給水管

➡：循環水出口

A：比較的残留塩素が高濃度

B：プール中央

C：比較的残留塩素が低濃度

- ・遊離残留塩素濃度の測定は、プール全体の濃度が把握できるA、B、Cの3地点（水面下20cm）とする。

- ・ 小プールはプール中央の1地点とする。

ウ 使用後の業務

- (a)更衣する際は、次の順序で更衣させること。

洗眼→温水シャワー→更衣

- (b)機械室内の滅菌機を運転停止し、ろ過機の運転状況を点検する。

- (c)温水シャワーのボイラーを停止する。

- (d)プール内外の点検・清掃をする。

「ア(c)プール内外の点検・清掃」と同様に点検・清掃すること。

- (e)更衣室内の点検・清掃をする。

更衣室床の水を拭き取り、室内に危険物・不用品の有無を点検する。

- (f)プール管理日誌に必要事項を記入する。

- (g)更衣室入口等のドア・窓をすべて閉める。

更衣室内の湿気を少しでも外に出すために、できる限り最後に閉めること。

エ その他

(a)プール内の残留塩素濃度の変動は、天候・水温・利用者数等に大きく影響されるので、定期的に測定し、0.4mg/L以下にならないように留意すること。1.0mg/L以上になると、目が痛んだり充血したりする塩素障害の原因になるので、留意すること。

(b)循環ろ過機は、24時間タイマーで自動運転しているので、プール使用終了後もスイッチは「タイマー」のままとし、絶対に「切」にしないこと。

(c)管理室備え付けの薬品は、ケガに対する応急処置のための外用薬品で、内服薬が必要な場合は帰宅させるか、休養させて保護者に連絡をとる等の処置をすること。

(d)プール施設の鍵は下山支所と花山小学校及び指定管理者で保管するものとする。

(e)一般開放時には花山小学校所管のビート板は貸し出さないこと。

(f)プール内外にゴミを捨てさせないこと。

④ 給水・循環ろ過の概要

ア 給水

(a)下山西部プールは下山地区簡易水道の水道水を使用する。

(b)水道水は本管からバルブとメーターを通過してプール給水管や各蛇口へ給水する。

イ 循環ろ過

(a)循環ポンプによってプール底の取水口から吸い込まれた水は、除塵器で髪の毛や大きなゴミを取り除く。

(b)除塵器を通り抜けた水は、循環ろ過機でろ過された後、プール壁の吹出口へ戻る。循環ろ過機は、タイマーによって自動運転する。

(c)除塵器を通り抜けた水の一部は、循環ポンプから滅菌機に送られ、滅菌用の薬液
ネオクロール90Wが加えられ、プール壁の吹出口へ戻る。

⑤ プール循環ろ過装置の取扱い

ア 循環ろ過機操作盤各部の説明

電圧計（Vメーター）操作盤とポンプに供給されている電源の電圧を示す。

電源ランプ 操作盤とポンプに電源が供給されていれば点灯する。

電流計（Aメーター）ポンプに供給されている電源の電流を示す。

なお、ポンプの空転時には目印より低く、過負荷時には
目印より高く表示される。

自動ランプ 24時間タイマーによる自動運転中に点灯する。

ろ過ランプ ろ過機が運転している時に点灯する。

洗浄ランプ 目詰まり防止のため、ろ過砂を洗浄している時に点灯する。

休止ランプ ろ過砂の洗浄後ろ過砂が落ち着くまでの休止時に点灯する。

ろ過機スイッチ 自動にすると24時間タイマーの設定時間のみろ過運転
する。連続にするとタイマーとは関係なく、連続ろ過運転す
る。切にするとタイマーとは関係なく、運転が停止する。

イ 循環ろ過機の操作手順

(a)ろ過機が自動運転しているか確認する。

- ・操作盤の『ろ過スイッチ』が『タイマー』になっているか確認する。

(b)電流計の針が目印付近まで振れていることを確認する。

- ・目印よりかなり下までしか振れていない時は、ポンプが空転している。
- ・目印より上に振れている時は、ポンプに過負荷がかかっている。

⑥ 滅菌装置（ネオクロリネーター）の運転操作

ア 運転操作及び薬品注入の方法

- (a)給水バルブ A を閉じる。
- (b)送出バルブ B を閉じる。
- (c)排水バルブ D を開ける。
- (d)キャップ E を開けネオクロール・90Wを投入する。このとき、投入量は1回半袋（1袋は600g）程度とする。ただし、天候、利用状況を考慮するものとする。
- (e)キャップ E を閉める。
- (f)排水バルブ D を閉じる。
- (g)送出バルブ B を開ける。
- (h)給水バルブ A を徐々に開け、流量計のボールを100目盛付近に設定する。なお、朝は100以上に設定するのが望ましいが、天候、利用状況を考慮するものとする。

イ 残留塩素濃度の調整

濃度の高い場合は、給水バルブ A を閉じて、流量を減らす。

濃度の低い場合は、

- (a)薬品溶解筒の中に薬剤があるか確認し、なければ補充する。
- (b)給水バルブ A を全開にする。
- (c)薬剤ネオクロール90Wを補充し、量を増やす。

・ろ過ポンプはタイマーにより、自動停止するが、その時に薬品溶解筒に薬剤が

残っていると、薬剤が固まって故障の原因となるので、一日の最後の使用者は、給水バルブ A を全開にしておくこと。

- ・この滅菌機は、専用動力を使わずに、ろ過ポンプからの吹出圧とろ過機からプールへの戻圧との水圧差を利用して、薬品溶解筒の中に水を通し、薬品を溶かしす仕組みのため、ろ過ポンプの自動運転と連動して働く。

ウ ネオクロリネーターでの管理

- ・プール使用の30分前に以下の標準使用量法に従って、専用薬剤を投入すること。
- ・遊離残留塩素0.4mg/L以上で5時間管理を行うこと。

<標準使用量>

プール規模	ネオクロール・90W（投入量は1袋程度600g）
200m ³	400～600g
250m ³	500～750g

※ 使用薬剤はネオクロール90W（1袋600g入り）

※ 下山西部プール 大：183m³ 小：22m³ 計：205m³

エ その他

下山西部プールはp Hが下がりやすくなる可能性がある。これは薬剤ネオクロール90W自体が酸性系のため。

p Hが下がった場合は、下記を参照してP H調整剤ソーダ灰を直接プールへ投入すること。（p Hの基準値は5.8～8.6 : p H 7 付近が理想）

目安として、「大プール」ならバケツ1/2を、「小プール」ならバケツ1/4を均等に撒くこと。

※炭酸ナトリウム【ソーダ灰】(kg/100 m³)

用例：200 m³プールで p

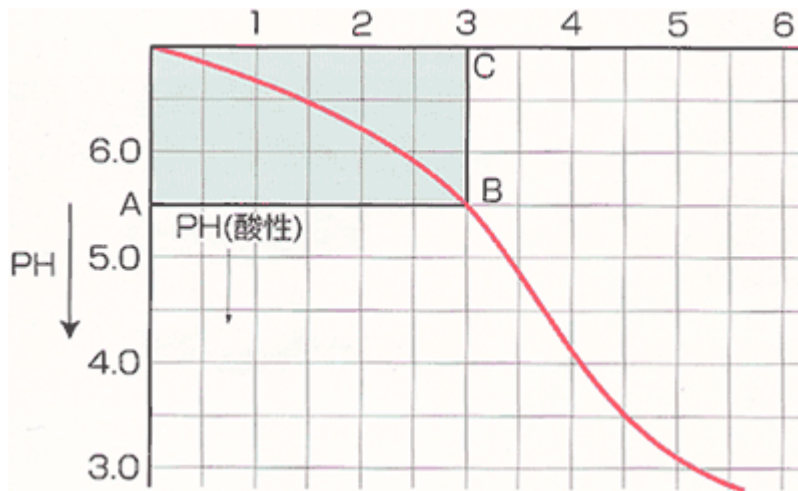
H5.5 の場合必要な調整

剤の量は、

1 グラフの縦軸より
5.5 を求める。(A点)

2 Aより水平に右へ延
長し曲線とぶつける。
(B点)

3 Bより垂直に上げ横
軸とぶつかった点
(C)の目盛りを読む
と3とでる。



必要な量は

$$3 \times 200 / 100 = 6 \text{ (kg)}$$

(2) 指定管理者による日常の保守点検業務等

① 建物の保守管理、予防保全業務

ア 外観点検・雨漏り・クラック（ひび割れ）・破損の有無等の確認、修繕

イ 施設の安全管理

・設備・機器類の運転と停止操作（ろ過機、給湯器他）

・使用終了後の備品類及び建物本体の点検

② 備品の管理保全

ア 各種備品の保管状況の確認、機能の確認、数量確認

イ 備品の定期的な修繕と更新

ウ 設備図面の整理・保管

③ 電気・防災の点検項目

ア 照明器具の電球交換

イ 利用者に対する指導（定員の遵守、喫煙場所の指導、危険物の持込み確認）

④ ガス、給排水の点検項目

ア ガス器具点検（ホースの破損など）

イ ガス使用確認（臭気、元栓）

ウ 水道メーターの検針（漏水対策）

エ 便所のつまりや水漏れ確認

オ 便所床排水トラップ確認（臭気）

⑤ 警備

施設全体の施錠確認

⑥ 清掃、ゴミ処理

ア 施設内の整理整頓、日常清掃（特にプール内、プールサイド、更衣室棟等の利用が多い場所）を行うこと。

イ 除草等を随時行うこと。高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないよう適切な対応をすること。

ウ 側溝、プール地下配管等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。また、必要に応じて建築物の屋根、樋等の清掃を行うこと。

エ ゴミの分別処理管理を徹底すること。維持管理業務で発生したゴミに関しては、適切に処理すること。

なお、花山小学校の学校活動等で発生したゴミ等は、学校側が処理するよう指導すること。

(3) 施設管理保守点検等業務

施設を適正かつ安全に維持管理するため、下記表に示す業務を行うこと。

業務	内容	備考
A プールオープン 前後清掃除草	プール槽内・外の清掃、プール周囲、更衣室棟等の清掃除草	プール開設前及び閉鎖後に実施
B 給湯器保守点検	給湯器の点検・調整	プール開設前及び閉鎖後に実施

C ろ過機保守点検	ろ過機の点検・調整	プール開設前及び閉鎖後に実施
D 水質検査	プール水の水質検査	プール開設前及び開設中に実施
E 浄化槽維持管理委託	浄化槽の保守点検・清掃業務委託及び法定検査依頼	

以下、各業務の詳細を示す。

A プールオープン前後清掃除草

1 業務の内容

- ① 指定管理者を甲とし、清掃業者を乙とする。
- ② 当清掃業務を実施することにより、施設の美化に務めるとともに環境衛生上良好な状態を保ち、施設業務に支障の無いように施設を維持すること。

2 作業日程

作業日は、プール開設前（花山小学校の学校利用開始前）とプール閉鎖後（花山小学校の学校利用終了後）とした上で、施設の業務に支障をきたさない日時とする。

3 作業員

- ① 乙は作業責任者を任命し、作業員の指導及び作業の管理・監督を行うこと。
- ② 清潔な作業服（制服）を着用し、名札を着けること。
- ③ 周辺住民に迷惑をかけず作業できる優秀な人材であること。特に言動には注意し、誤解を招くことのないようにすること。

④ 心身共に健康で業務に充分耐え得る人材であること。

4 危険防止及び物品の損傷防止

① 高所・通路上における作業の実施にあたっては、作業者はもちろん、周辺住民の安全確保のため危険防止の対策をすること。

② 清掃作業が原因で起きた災害・事故及び物品の損傷は、乙がその責任の全てを負うこととする。

③ 清掃作業が原因で発生した材質の変化や損傷は、乙が責任をもって現状復帰をすること。

5 清掃機器・材料等

① 清掃に使用する機械・器具・洗剤・各種消耗品等は乙が用意し、施設を損傷することのないよう適正良質なものを使用すること。又、それらの種類の変更に起因する異常が甲の施設・設備に発生した際には、乙の責任において復旧すること。

② 清掃に使用する材料の一切は乙の負担とし、電気・ガス・水道の使用料金は甲の負担とするが、乙は必要以上の使用は厳に慎むこと。

③ トイレtpーパー・石鹼液・ゴミ収集用袋等は甲が支給するものを補充すること。

6 作業方法

(1) プールオープン前

① プール内清掃 (236 m²)

洗浄剤を用い、高圧洗浄機及びデッキブラシ等で洗浄する。

② プール廻り清掃

ア プールサイド (170 m²)

(a)側溝のグレーチング蓋を取り外した上、洗浄剤を用い、高圧洗浄機及びデッキブラシ等で洗浄する。

(b)草取りを行う。

イ 学校側金網下部・上部（延長 50m）

(a)金網下部の草木を草刈り機等で除去し、斜面に垂れる草木等を除去。

(b)金網上部に垂れ下がる樹木の枝を剪定する。

（注意：草刈り機を使用する場合は学校側より行うこと）

ウ 学校側壁面（150 m²）

壁面を、高圧洗浄機により洗浄する。

② 更衣室及び機械室清掃

ア 更衣室内（68.00 m²）

(a)更衣室とトイレのプラスチック網のマット（以下：マット）を上げ、床（便器も含む）を洗浄液・デッキブラシにて洗浄し、ホースにて水洗いを行う。

便器はウエスにて拭き取りを行う。また、マットについても、洗浄液を使用しデッキブラシ等にて洗浄し、ホースにて水洗いを行う。清掃後は、マットを元の位置に戻す。

(b)シャワールーム及びプールサイドへ行く通路は洗浄剤を用い、デッキブラシ、高圧洗浄機で洗浄する。

イ 機械室内（19.04 m²）

ほうき、デッキブラシ、高圧洗浄機で室内を洗浄する。

ウ ガラス窓等

窓ガラス及び棧の汚れを拭き取る。なお、飛散防止フィルムが貼り付けてあ

るので拭き取る際は、必要以上に力を加えないこと。

③ 管理人室倉庫

ア 管理人室清掃 (6.48 m²)

ほうき、はたき、雑巾等にて室内を清掃。

イ 倉庫清掃 (6.48 m²)

ほうき、はたき、雑巾等にて室内を清掃。

④ 清掃後

更衣室棟、管理室等の換気を充分に行い、室内を乾燥させ、戸締りを行う。

(2) プール閉鎖後

① 清掃

更衣室とトイレのプラスチック網のマット (以下：マット) を上げ、床をデッキブラシで洗浄し、ホースで水洗いを行う。また、マットについても、デッキブラシ等で洗浄し、ホースにて水洗いを行う。清掃後は、マットを元の位置に戻す。シャワールームについては、デッキブラシ等で洗浄し、ホースで水洗いを行う。

② 清掃後

室内の乾燥を充分に行い、戸締りをする。

7 作業報告

- ① 作業当日、乙は作業開始前に甲に申し出てから作業を行い、同日の作業終了時に再び甲に申し出て日報 2 部に確認印を受け、その日報 1 部をその場に提出すること。
- ② 乙は、毎回の作業終了後には遅滞なく報告書・写真を甲に提出すること。
- ③ 乙は、作業中に故障・事故・トラブル等の支障が生じた場合には、作業を一時中断

し、速やかに甲に報告し、甲・乙協議調整の上、作業を再開すること。

B 給湯器保守点検業務

1 業務の内容

- ① 指定管理者を甲とし、点検業者を乙とする。
- ② 当業務を実施することにより、プール利用者が温水シャワーを正常に使用できるよう給湯機器を維持管理すること。

2 点検機器

- ① 給湯器 高木産業(株) GS-550GW(LP) × 2 台
- ② 大型サーモスタット INAX(株) BF-20TM-25B × 1 台

3 定期点検整備の内容

(1) 前期点検

プール開設前（花山小学校の学校利用開始前）、通水を行い給湯機器の点検を行う。

(2) 後期点検

プール閉鎖後（花山小学校の学校利用終了後）、水抜きを行い給湯機器の点検を行う。

4 その他

- ① 点検業務に必要な消耗品は乙の負担とする。
- ② 部品類の取換え及びその他の修繕は、本点検業務には含まない。
- ③ 上記の修繕が発生した場合、乙は、速やかに見積書等を提出の上、甲乙協議の上、その業務の完遂を図る。

C ろ過機保守点検業務

1 業務の内容

- ① 指定管理者を甲とし、点検業者を乙とする。
- ② 当業務を実施することにより、プール利用者が安全な水質の中で遊泳できるようにろ過機を維持管理すること。

2 点検機器

- | | |
|-------------|---|
| ① ろ過本体 | (株)三協 全自動砂式1,400φ×1,220H×6/4.5t×80A SS-41製 |
| ② ろ過ポンプ | 片吸込渦巻型 0.9m ³ /min×15.4m×80A×3.7kw |
| ③ 除塵器 | 260φ×300H×80A 本体SS-41製 スクリーンSUS-304製 |
| ④ 電動バタフライ弁 | EXS200-10XJME65A |
| ⑤ 自動制御盤 | 全自動屋内壁掛型 24Hタイマー制御 2D自動洗浄方式 ELB付 |
| ⑥ ネオクロリネーター | 差圧式塩素自動供給機 SKC-12型 |

3 定期点検整備の内容

(1) 前期保守点検整備

- ① 機械内部の組立
- ② 滅菌機の点検
- ③ ポンプ・コック類の点検及び調整
- ④ 各部の水抜き箇所点検

(2) 後期点検

- ① 機械内部の組立
- ② 滅菌機の点検
- ③ ポンプ・コック類の点検及び調整
- ④ 各部の水抜き箇所の点検

4 費用負担

- ① 保守点検業務に必要な消耗品（油、ウエス等）は乙の負担とする。
- ② 部品類の取替え及びその他の修繕は、本保守点検業務には含まない。
- ③ 上記の修繕が発生した場合は、乙は、速やかに見積り等の提出の上、甲乙協議の上、その業務の完遂を図る。

D 水質検査業務

1 業務の内容

- ① 指定管理者を甲とし、検査業者を乙とする。
- ② 当業務の目的は、安全で衛生的なプール水を保持するためのものであり、プールのどの部分においてもこれらの基準を維持しなければならない。

2 水質検査項目

水質検査5項目（水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌）と「循環ろ過装置出口の水の濁度」及び「プール水の総トリハロメタン含有量」

3 プール水の水質基準

	検査項目	基準値	検査の意義	検査回数
プール水	水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下	低すぎると凝集効果に、高すぎると消毒効果に影響する。	毎日 1 時間おき
	濁度	2 度以下	遊泳者や自然環境からの汚染により値が高くなり、プール水の汚染の目安となる。	月 1 回以上
	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下		
	大腸菌	検出されないこと	消化器系感染症の病原体による汚染の目安となる。	
	一般細菌	200 個/mL 以下	遊泳者や自然環境からの汚染により値が高くなり、プール水の汚染の目安となる。	
	遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上	消毒効果の指標となる。	
	総トリハロメタン	0.2mg/L 以下	塩素による消毒の副生成物であり、人体への影響に考慮し、状況把握のために行う。	年 1 回以上 (6 月～9 月)
ろ過後循環水	濁度	2 度以下		年 1 回以上

4 その他

- ① 水質検査については愛知県発行の「プール管理の手引」及び「市営プール管理員

「サービス規程」の内容を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。

- ② 甲は、水質検査の結果、水質検査基準に不適合となった場合、不適項目に応じ速やかに対策を講じるとともに、再検査を実施すること。

E 浄化槽維持管理業務委託

1 委託の範囲

- ① 委託者を甲とし、維持管理業者を乙とする。
- ② 本委託業務の範囲は、浄化槽保守点検・清掃・水質検査業務の委託及び浄化槽法定検査の受検とする。
- ③ 委託期間は、4月1日から3月31日までとする。
- ④ 公共施設浄化槽の清掃、保守点検及び水質検査（以下「維持管理」という。）は、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）及び豊田市浄化槽指導要領、保守点検指導基準、清掃作業基準により実施しなければならない。
- ⑤ 浄化槽の詳細及び維持管理内容は次のとおり。

ア 下山西部プール浄化槽詳細

[形式] 単独分離接触ばっ気 [人槽] 30人槽 [容量] 4 m³

イ 維持管理内容

(a)清掃 1回以上

(b)保守点検 2回以上

(c)水質検査 1回

(d)法定検査 1回 (指定検査機関である財団法人愛知県浄化槽協会が実施)

2 報告

実施にあたっては、甲が浄化槽維持管理簿を作成し、甲が保有し、実施の都度、実施年月日及び管理内容を記し、立会の確認印を押印するものとする。

乙が放流水の水質検査（透視度、BOD、COD、浮遊物質（SS）、pH、残留塩素）を実施したときは、甲は検査成績書をその都度徴収するものとする。

3 費用負担

維持管理において、次の各号に該当するときは、乙の費用負担で改善しなければならない。

- ① 環境衛生指導員及び補助職員が立入り検査等により、この維持管理について不相当と判断したときで、その改善理由が乙の責に帰すとき。
- ② 前号の他、住民等からの苦情又は市が特に必要があると認めるときで、その改善理由が乙の責に帰すとき。
- ③ 清掃、水質検査及び保守点検時に薬品の投入が必要な状態のとき。

4 契約の解除

甲は、乙が浄化槽清掃業、保守点検業の許可又は登録を取り消されたとき又は一時停止されたときは、この契約の全部又は一部を解除するものとする。

5 災害の補

乙が清掃・保守点検・水質検査を行うにあたって、乙の従業員、機械等に災害その他による事故が発生しても、甲はその責を負わない。

6 契約変更又は一時中止

甲は、必要がある場合には、乙と協議して、委託内容を変更し又は委託を一時中止し若しくはこれを打ち切ることが出来る。この場合において、委託料の額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

前項の場合において乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲・乙協議して定めるものとする。

7 作業時期

作業時期については、事前に甲と協議を行うこと。なお、水質検査時期については、4月から7月の間に設定すること。

また、清掃作業を行う場合には、十分安全に注意して行うこと。

8 法定検査

法定検査は指定検査機関と調整し、受検すること。なお、法定検査手数料については指定管理者で負担すること。

第7 修繕関係業務

- ① 大規模修繕の実施計画を作成し、下山支所及びスポーツ課と調整する。
- ② 指定管理者は、市と協議の上で、日常的小規模修繕（1件あたりの上限は50万円）を実施するものとする。
- ③ 指定管理料に含める修繕料は、年度協定書に定める金額とする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市が指示する方法により、市に返還するものとする。
- ④ 日常的小規模修繕は、指定管理料に含まれる予算を優先して執行するものとする。
- ⑤ 緊急に対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上で、その金額に関わらず指定管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- ⑥ 指定管理者が修繕を実施した場合には、市が指示する方法により、市に対して実施結果を報告しなければならない。

第8 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、下山支所及びスポーツ課で負担するものは以下のとおりとする。

（1）下山支所及びスポーツ課負担分

1件あたり50万円を越える修繕（市が必要と認めたもの）

（2）下山支所負担分

- ① 備品費（市が必要と認めたもの）
- ② 建物総合損害共済（災害に伴う建物や建物に附帯するガラスの保険）
- ③ 指定管理料に含める修繕料の額を超えた修繕

第9 その他

この仕様書に定め無き事項は、その都度、甲・乙協議の上業務を遂行するものとする。